

松野町ウィークリースタンス実施要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、1週間における受発注者間の相互ルールや約束事・スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより、一層の業務環境改善に努めることを目的としたウィークリースタンスを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 建設工事及び建設工事に関する測量、調査及び設計監理等業務（以下「業務」という。）を対象とする。ただし、災害に係る調査等緊急を要する業務は除く。

(取組内容)

第3条 原則として、以下の項目について受発注者相互で確認・調整の上、取組内容を設定する。

- (1) 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。
- (2) 水曜日等をノー残業デーと定め、勤務時間外の依頼はしない。
- (3) 金曜日（休日前）に依頼をしない。
- (4) 昼休みや午後5時以降に打合せを行わない。
- (5) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- (6) その他任意に設定する。

（例：ノー残業デーは定時の帰宅に心掛ける。等）

(取組方法)

第4条 原則、初回打合せ時に発注者から受注者に本取組の目的及び内容を説明するとともに、取り組む意思、内容を確認し設定する。なお、取組期間は初回打ち合わせ時から履行期限までとする。

附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。